

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和2年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

ポリオキシン複合体、ポリオキシンD亜鉛塩、リン化亜鉛、MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和2年7月31日（金）～ 令和2年8月29日（土）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

・ 封書によるもの	0通
・ ファックスによるもの	0通
・ 電子メールによるもの	4通

(2) 御意見の延べ総数 4件

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>農薬登録の基準値について、農薬取締法の「その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。」</p> <p>この点において、不明な点が多いと感じます。</p> <p>現段階において農薬をいくらかでも登録してしまうようなことはやめて頂きたいです。</p> <p>害虫駆除のための農薬であれば、どのようなところで使われるかも分かりません。</p> <p>人体への影響も非常に不安ではありますが、土壌汚染非常に不安です。</p> <p>ムーンショット計画でも、内閣府は「土壌微生物環境を完全に解明」と宣言しています。</p> <p>この土壌微生物は、有機栽培において重要と考えられています。</p> <p>しかし、これが解明される前に、土壌環境を広く破壊しかねない状況を作るのは、取り返しがつかない事態も生みかねません。</p> <p>2050年に向けた計画を発表しそこへ歩むべきなのに、それを逆行しようとするのは、政策をいくら出しても信頼できなくなります。</p> <p>農薬がどんどん認可されて不安が高まる中、ムーンショット計画の内容が一つの希望ただけに、このような農薬が認可され、基準が緩められるのでは何を信じたらいいか分かりません。</p> <p>もし認可するなら、今ではなく、土壌微生物環境を完全に解明され、その影響まで含めて問題ないと認められて</p>	<p>農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</p> <p>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定に当たっては、農薬取締法テストガイドラインが定めている種に対する試験結果に基づき、評価を実施しています。既に登録された農薬に対しても、令和3年度から、順次、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を開始することとしています。</p> <p>また、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）により、農薬使用者は登録された使用量や適用農作物等を遵守することが義務付けられています。</p> <p>土壌微生物環境への影響については、今後も引き続き科学的知見の収集に努めてまいります。</p>

	からにすべきではないでしょうか。	
2	<p>今回意見を募集しているものは令和2年6月18日の令和2年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第2回）で審議されているようであるが、本パブコメ開始時に議事概要が公開されておらず、審議の透明性に疑問が残る。パブリックコメントは国民が意見を言える数少ない場であるのでそれまでには議事概要を公開すべきであると考えます。</p>	<p>令和2年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第2回）の議事要旨については、8月28日に公開いたしました。</p> <p>今後も、審議の透明性の確保に努め、パブリックコメント開始前の議事要旨の公開等を徹底してまいります。</p>
3	<p>水濁 PEC の算出は最も濃度が濃くなる方法で算出したということですが、農薬が使われているその場所では濃度が高く、農薬であるからには、生態系に与える影響は必ずあり、それが全体のバランスを崩しかねないことが懸念されます。また使用される農薬は他に何百種もあることを考えると基準値をさらに100以上の数値で除す必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>また、生態系のなかにあるアメーバやミトコンドリアなどへの影響もチェックすべきではないのでしょうか？</p>	<p>水濁 PEC の算定においては、我が国の地形条件等を鑑み、10km×10kmの環境モデルを利用し、最も水濁 PEC が高くなる使用方法に関して、年間平均として算定しています。</p> <p>なお、複数農薬へのばく露による影響については、基礎的な検討段階にあります。今後も引き続き科学的知見の収集に努めてまいります。</p> <p>また、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定に当たっては、農薬取締法テストガイドラインが定めている種に対する、生物個体又は個体群への影響に係る試験結果に基づき、評価を実施しています。</p>
4	<p>何故世界各国で厳しくなる一方の農薬基準値が、ここ日本においては緩和されていくのでしょうか？日本が実は農薬量世界一という不名誉な記録を持っていることを知った時は、あまりのことに愕然としました。米国で健康被害が出て訴訟になり、敗訴した企業の農薬が日本の店先で積まれています。どういうことでしょうか。消費者が知らなければ問題がないということでしょうか…。現時点ですら安全な食料がごくわずかしかないという状況で、このまま緩和を続けていけば日本国民の健康が害されることは確実です。どう</p>	<p>農薬の登録にあたっては、人や環境等への影響について、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮した上で問題がないことが確認された農薬のみ、農林水産大臣が登録を認めることとされています。</p> <p>本件は、申請者から提出された試験成績について、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会での科学的な妥当性に関する審議を経て、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を新たに設定することとしたものです。したがって基準値を緩和するもの</p>

	<p>か手遅れになる前に規制を見直して頂きたいです。</p>	<p>ではありません。 なお、既に登録された農薬に対しても、令和3年度から、順次、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を開始することとしています。</p>
--	--------------------------------	---